

様式第二号 (平21総省令49・平23総省令26・一部改正)

貸 借 対 照 表
(年 月 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金		債券	
有価証券		借入金	
金銭の信託		その他負債	
現金預け金		賞与引当金	
その他資産		退職給付引当金	
有形固定資産		地方公共団体健全化基金	
無形固定資産		基本地方公共団体健全化基金	
債券繰延資産		組入地方公共団体健全化基金	
		特別法上の準備金	
		金利変動準備金	
		負債の部合計	
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	
		資本剰余金	
		利益剰余金	
		積立金	
		(又は繰越欠損金)	
		評価・換算差額等	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ③ その他採用した重要な会計方針
 - (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (3) 有形固定資産に対する減価償却累計額を、当該各資産の金額から直接控除

- し、その控除残高を当該各資産の金額として表示する場合には、当該各資産の資産科目別又は一括しての当該減価償却累計額に係る記載
- (4) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (5) 偶発債務（債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいう。）がある場合には、その内容及び金額。ただし、重要性の乏しいものについては、省略することができる。
- (6) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (7) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の準備金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、又は財政の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を削除もしくは細分化し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

損 益 計 算 書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	
資金運用収益	
役務取引等収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
地方公共団体健全化基金受入額	
経常費用	
資金調達費用	
役務取引等費用	
その他業務費用	
営業経費	
その他経常費用	
地方公共団体健全化基金組入額	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
地方公共団体健全化基金取崩額	
金利変動準備金取崩額	

特別損失	
金利変動準備金繰入額	
当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

- 1 法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を削除もしくは細分化し、又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項を注記すること。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
 - (1) 当該資産又は資産グループについて、次に掲げる事項の概要
 - ① 用途
 - ② 種類
 - ③ 場所
 - ④ その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
 - (2) 減損損失を認識するに至った経緯
 - (3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
 - (4) 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
 - (5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
- 3 上記のほか、損益の状況を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

利益の処分に関する書類
（ 年 月 日）

（単位：百万円）

I	処 分 対 象 利 益	× × ×	
	当 期 純 利 益	× × ×	
	前 期 繰 越 欠 損 金	× × ×	
II	利 益 処 分 額		
	積 立 金	× × ×	× × ×

損失の処理に関する書類

(年 月 日)

(単位：百万円)

I	処 理 対 象 損 失		× × ×
	当 期 純 損 失	× × ×	
	(当 期 純 利 益)		(× × ×)
	前 期 繰 越 欠 損 金	× × ×	
II	損 失 処 理 額		
	積 立 金 取 崩 額	× × ×	× × ×
III	次 期 繰 越 欠 損 金		× × ×

純 資 産 変 動 計 算 書
(年 月 日から 年 月 日まで)

(単位：百万円)

	出 資 者 資 本				評価・換算差額等			純資産合計	
	地方公 共団体 出資金	資本剰 余金	利益剰余金		出資者資本 合計	その他の有価証券 評価差額金	・・・		評価・換算 差額等合計
			積立金	利益剰余 金合計					
当期首残高									
当期変動額									
当期純利益									
.....									
当期変動額合計									
当期末残高									

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は純資産の変動を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、当期変動額及び当期末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 3 利益剰余金、評価・換算差額及び純資産の各合計額の記載は省略することができる。

キャッシュ・フロー計算書

(年 月 日から 年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー 当期純利益（損失） 減価償却費 資金運用収益 資金調達費用 有価証券関係損益 貸付金の純増減 資金運用による収入 資金調達による支出 営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー 公営競技納付金収入 公営競技納付金還付支出 財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又はキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係を注記すること。

1 【有形固定資産等明細書】

(単位：百万円)

資 産 の 種 類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	当期末減価 却累計額又は 償却累計額	当期末減価 償却額又は 償却累計額	当期償 却額	差引 残高	当期末 残高
有形固定資産									
有形固定資産計									
無形固定資産									
無形固定資産計									
長期前払費用									
繰延資産									
繰延資産計									

(記載上の注意)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第11号に準じ記載すること。

2 【地方公共団体金融機構債券等明細書】

(単位：百万円)

銘 柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率(%)	償還期限
・・・					
合 計	—			—	—

(記載上の注意)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第12号に準じ記載すること。

3 【借入金等明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）				
その他の有利子負債				
合 計			—	—

(記載上の注意)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第13号に準じ記載すること。

4 【引当金明細書】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
・・・					
・・・					
・・・					

(記載上の注意)

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）様式第14号に準じ記載すること。

5 【金利変動準備金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	差引当期末残高
金利変動準備金				

6 【地方公共団体健全化基金明細書】

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金						
組入地方公共団体健全化基金						
合 計						

(記載上の注意)

1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」が地方公共団体金融機構法第46条第1項に規定する納付金の同法同条第2項に基づく受入額である旨を脚注に記載すること。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」のうち同法第46条第6項ただし書に基づく金額及び同法附則第6条に基づく金額を脚注に記載すること。
3. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」のうち平成19年政令第398号による改正前の地方財政法施行令附則第2条第7項に基づく還付に係る金額を脚注に記載すること。

4. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」が同法第46条第5項に規定する組入額である旨を脚注に記載すること。
5. 「組入地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」のうち地方公共団体金融機構法第46条第6項ただし書に基づく金額を脚注に記載すること。